

令和2年度の組織改正について

1 基本方針

平成31年4月に向けて、地域振興体制の再構築を行うことを目的とした総合政策局の新設などの大規模な組織改正を行ったところであるため、令和2年度に向けては、局組織の新設や統廃合は行わず、主要事業や時宜に応じた行政課題に対応する執行体制の構築を基本とした組織改正を実施する。

2 組織改正の主な内容

(1) 歴史博物館の新設（総務局及び教育委員会事務局）

令和2年10月に、本市の文書、記録、考古遺物等の歴史資料及び文化財を総合的に収集し、展示する施設として歴史博物館を開設することに伴い、総務局地域研究史料館と教育委員会事務局社会教育部歴博・文化財担当（課）を廃止したうえで、教育委員会事務局社会教育部に、これまで総務局地域研究史料館の担ってきた地域史研究事業をあわせて担う6級事業所（課長級事業所）としての歴史博物館を新たに設置する。

(2) 観光振興課の新設（経済環境局）

令和2年度の歴史博物館の開館もあり、阪神尼崎駅周辺の観光施設に係る関連部局の統括と調整をこれまで以上に行うとともに、本市の観光施策の統括と調整を行うことを目的として、経済活性課から観光振興関係事業を分離し、経済部に観光振興課を新たに設置する。

(3) こども政策課と青少年課の統合（こども青少年局）

子どもと青少年を分けることなく一体的な施策展開を行うことを目的として、青少年課をこども政策課に統合し、こども青少年課を新たに設置する。
また、併せて本市の市立学校園において発生している体罰の根絶に向けた取組を行うとともに、子どもの人権擁護に係る施策を展開することを目的として、新たにこどもの人権擁護担当（課）をこども青少年部に設置する。

(4) いくしあの体制整備（こども青少年局）

家庭児童相談といった家庭における課題への対応にとどまらず、広く子育て全般の相談窓口であることを示すことを目的に、相談から支援までを一貫して行う体制として、総合相談課と家庭児童相談課を統合し、新たにこども相談支援課を子どもの育ち支援センターに設置する。

また、子どもの育ち支援センター（いくしあ）における事業の企画立案や

対外折衝の推進部門であることを明確にすることを意図して、支援センター企画課の名称をいくしあ推進課に変更する。

(5) 保育施策の効率的な推進に向けた体制整備（こども青少年局）

保育所等の設置認可や保育所の事業実施面の運営指導までを一貫して行うことを目的として、保育施策推進担当(課)に認可担当(課)を統合し、新たに保育企画課を設置する。なお、これに合わせて健康福祉局法人指導課から保育所等運営法人に対する指導監査業務の移管を行う。

また、市立保育所の今後の在り方の検討に係る業務を保育管理課に統合することに合わせて、保育計画担当(課)を廃止する。

さらに、保育所の運営や人事、施設面での支援を一貫して行うことを目的として、保育管理課から市立保育所の維持管理に係る業務を保育指導課に移管し、併せて保育指導課の名称を保育運営課に変更する。

(6) 法人指導業務の効果的な実施体制の整備（健康福祉局及びこども青少年局）

社会福祉施設の事業所指定から運営指導までを一貫して行う体制として、法人指導課を福祉部に位置付け、部内各課の法人指導関連業務を集約する。

(7) 教育委員会事務局の体制整備

現在実施している小学校給食と令和4年1月から実施する予定の中学校給食における給食費の公会計化に向けた取組を促進するとともに、昨今、全国的に問題とされている児童の体力の向上に係る取組を担う体制として、学校保健課を分割し、学校教育部に保健体育課と学校給食課を新たに設置する。

なお、令和元年度中に教育振興基本計画の策定が完了することにあわせて、教育振興基本計画担当(課)を廃止する。

(8) 障害者雇用の維持向上に向けた体制整備（総務局）

令和2年度から導入される会計年度任用職員も含めた本市職員の障害者雇用の維持向上に向け、市長事務部局の各所管課が担う業務のうち一定の業務を集約し、障害者を中心とした会計年度任用職員で担う体制として、総務局人事管理部に能力開発支援担当(課)を新たに設置する。

(9) 消費生活センターの見直しに伴う体制整備（危機管理安全局）

尼崎市消費生活センターの機能を本庁に移転することに伴い、これまでの消費生活センター・計量担当(課)を廃止し、分掌事務を生活安全課に統合する。

(10) 公営企業局の体制整備

公益事業のインフラ部門の集約化による組織のスリム化を行うとともに、危機管理体制の強化と今後の技術力向上を図ることを目的として、水道部と下水道部を統合し、上下水道部を新たに設置する。

これに合わせて、上下水道部においては、水道部経営企画課と計画課及び下水道部経営企画課と計画課を統合再編して、上下水道部経営企画課と計画担当(課)を新たに設置する。

また、水道と工業用水道の配水管等の敷設や更新、維持管理等を一元的に行うことを目的として、工務課と管路維持課を統合し、水道建設課を新たに設置するとともに、給排水関係事務の一元化によるお客さまサービスの更なる向上を図ることを目的として、建設課からお客さまサービス課へ排水設備関係事務を移管し、組織名称を建設課から下水道建設課へ変更する。

さらに、公営企業局における共通事務の一層の集約化等を図ることを目的として、各事業の予算編成事務等を行う財務課を新たに設置するとともに、水道部経理課を廃止する。

以 上